

令和 7 年 6 月 24 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
(うち電子レンジ 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
(うち電動立ち乗り二輪車 1 件、LED ランプ (電球型) 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 1 件、電子レンジ 1 件、
タブレット端末 1 件、電気ストーブ 1 件、エアコン (室外機) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 荒木、別所、上田

電 話 : 03 (3507) 9204 (直通)

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500243	令和7年4月11日	令和7年6月20日	電子レンジ	JM17AGZ01	マクスゼン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月17日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500237	令和7年6月12日	令和7年6月19日	電動立ち乗り二輪車	火災	当該製品を充電中、異音に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500238	令和6年8月 ※不明	令和7年6月19日	LEDランプ(電球形)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和7年6月13日に公表した照明器具に関する事故(A202500204)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500239	令和7年5月10日	令和7年6月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年5月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月13日
A202500240	令和7年6月6日	令和7年6月19日	電子レンジ	火災	店舗で当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202500241	令和7年5月5日	令和7年6月19日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年5月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月11日
A202500242	令和7年5月3日	令和7年6月19日	電気ストーブ	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年5月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月12日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500244	令和7年5月21日	令和7年6月20日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし